

令和 4 年 9 月 6 日

令和 4 年網走市議会第 3 回定例会 議案

令和4年網走市議会第3回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	認定第1号	令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和4年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和4年度網走市介護保険特別会計補正予算
7	議案第3号	網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第4号	網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案第5号	網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について
10	議案第6号	網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
11	議案第7号	財産の取得について
12	議案第8号	財産の無償貸付について
13	議案第9号	市道の路線認定及び廃止について
14	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

認定第 1 号

令和3年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和4年9月6日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第2号

令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和3年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷洋一

認定第3号

令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和3年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のと
おり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋 一

認定第4号

令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和3年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋 一

議案第 1 号

令和 4 年度網走市一般会計補正予算

令和 4 年度網走市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 282,488 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,569,039 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,490,042	6,786	6,496,828
	1.地方交付税	6,490,042	6,786	6,496,828
16.国庫支出金		2,847,700	4,812	2,852,512
	2.国庫補助金	650,744	4,812	655,556
17.道支出金		1,585,371	108,148	1,693,519
	2.道補助金	605,627	108,148	713,775
20.繰入金		1,717,317	167,535	1,884,852
	1.基金繰入金	1,692,830	167,535	1,860,365
21.繰越金		30,000	54,952	84,952
	1.繰越金	30,000	54,952	84,952
23.市債		3,003,100	△59,745	2,943,355
	1.市債	3,003,100	△59,745	2,943,355
歳入合計		26,286,551	282,488	26,569,039

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,085,179	4,600	4,089,779
	3. 戸籍住民基本台帳費	131,953	4,600	136,553
3. 民生費		6,892,599	1,195	6,893,794
	1. 社会福祉費	3,606,196	425	3,606,621
	3. 医療助成費	214,200	770	214,970
4. 衛生費		1,804,316	40,427	1,844,743
	1. 保健衛生費	1,062,672	40,427	1,103,099
6. 農林水産業費		1,127,025	105,998	1,233,023
	1. 農業費	835,595	105,998	941,593
7. 商工費		2,958,274	2,000	2,960,274
	2. 観光費	437,753	2,000	439,753
10. 教育費		2,310,786	128,268	2,439,054
	1. 教育総務費	336,291	26,156	362,447
	2. 小学校費	445,486	72,504	517,990
	3. 中学校費	239,534	29,608	269,142
歳出合計		26,286,551	282,488	26,569,039

第2表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 1,212,000	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。	千円 1,212,000	補正前に同じ
保健衛生事業債	141,000	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	141,000	
労働事業債	4,600	財政融資資金			4,600	
農業債	37,500	地方公共団体			37,500	
観光事業債	91,900	金融機構			91,900	
道路橋梁事業債	557,500	北海道			557,500	
港湾事業債	115,200	都市職員共済組合			115,200	
河川整備事業債	80,000	地方職員共済組合			80,000	
公営住宅事業債	49,000	北海道市町村振興協会			49,000	
公園整備事業債	14,400	北海道市町村備荒資金組合			14,400	
学校教育事業債	270,600	その他			270,600	
社会教育事業債	107,400	銀行等引受資金			107,400	
臨時財政対策債	222,000				162,255	
借換債	100,000				100,000	
計	3,003,100				2,943,355	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 4 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 4 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 139,176 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,847,680 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8.繰入金		687,497	44,957	732,454
	2.基金繰入金	53,201	44,957	98,158
10.繰越金		0	94,219	94,219
	1.繰越金	0	94,219	94,219
歳入合計		3,708,504	139,176	3,847,680

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.基金積立金		5,032	94,219	99,251
	1.基金積立金	5,032	94,219	99,251
6.諸支出金		1,954	44,957	46,911
	1.償還金及び還付加算金	1,250	44,957	46,207
歳出合計		3,708,504	139,176	3,847,680

議案第 3 号

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 58 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「高確法第 67 条第 1 項第 2 号」を「高確法第 67 条第 1 項第 2 号及び第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた医療費に係る助成については、なお従前の例による。

議案第4号

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋一

網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

網走市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

同条第3号ウを削除する。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））」

の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別な事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イをウに改め、同号ア中「当該非常勤職員がする育児休業」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「当該配偶者がする地方等育児休業」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アをイに改め、イの前に次を加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次を加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号のいずれにも該当するとき」を「各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別な事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削除する。

第3条第5号を削除する。

同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「満了後に引き続き」を「満了後引き続いて」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される

日」を「児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日」に改め、
同号を第7号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り下げる。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める
期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第5号

網走市職員の定年等に関する条例の全部を改正する条例制定について

網走市職員の定年等に関する条例を次のとおり定める。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市職員の定年等に関する条例

網走市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第22号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条～第4条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条～第10条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・12条）
- 第5章 雑則（第13条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合におい

て、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（第8条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第8条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定より当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続きは、規則で定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、網走市職員給与条例（昭和22年条例第18号）第38条の3第1項に規定する市長が指定する者とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職

制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任すること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定より延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項に規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、60歳に達した日以後における最初の4月1日以降、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りではない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定のほか、網走地区消防組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員並びに非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行

うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。))にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

第4条 任命権者は、施行日(この条例の施行日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の網走市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第22号。以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の網走市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する特例措置)

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65歳(昭和36年4月1日以前に生まれた者については、年齢64歳)に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新に設置された職及び施行日以後に組織の変更により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従来の勤務成績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務成績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第12条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲で更新するこ

とができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、網走地区消防組合（以下次項及び附則第8条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職が占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に占める年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務成績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第12条において同じ。）に達している者（新条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合については、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

議案第 6 号

網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定 について

網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員の定年引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(網走市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 網走市職員給与条例(昭和 22 年条例第 18 号)の一部を次のとおり改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「(常勤の嘱託を除く。)」を削除する。

同条第 3 項を削除する。

第 3 条の 2 第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、60 歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の前項の規定による昇給は、同条第 4 項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて市長が別に定める基準に従い決定するものとする。

第 3 条の 4 を次のとおり改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料)

第 3 条の 4 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、任免服務条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 13 条の 2 第 2 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第 32 条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第 45 条の 2 第 3 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第 46 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第 47 条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 2 項の次に次の 6 項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日（附則第 5 号において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 3 条の 2 第 2 項及び同条第 5 項の規定により当該職員が受けるに号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 網走市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 22 号）第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 5 条に規定する職を占める職員
 - (3) 網走市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員
- 5 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 3 項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 3 項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条の 2 第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条の 2 第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。
- 7 附則第 5 項の規定による給料を支給されている職員に対する第 45 条の 2 第 5 項（条例第 46 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、附則第 3 項の規定による給料月額、附則第 5 項の規定による給料その他附則第 3 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 中「再任用以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、再任用職員の項を次のとおり改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額			
	187,700	215,200	255,200	274,600			

（網走市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 2 条 網走市職員退職手当支給条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のとおり改正する。

第 1 条第 1 項中「、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲

げる者及び同法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者」を「及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者」に改め、第 4 条第 1 項中「地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項」を「地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項」に、「同法第 28 条の 3 第 1 項」を「同法第 28 条の 7 第 1 項」に改め、第 5 条第 1 項中「法第 28 条の 2 第 1 項」を「法第 28 条の 6 第 1 項」に、「同法第 28 条の 3 第 1 項」を「同法第 28 条の 7 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「（前項）」を「（同項）」に改め、第 5 条の 3 中「第 5 条第 1 項に規定する者のうち」を「第 5 条第 1 項に規定する者（地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）を除く。）のうち」に、「定年に達する日」を「60 歳に達する日」に、「退職の日において定められているその者に係る定年」を「60 歳」改め、同条表中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」を「60 歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」に改め、第 7 条の 3 表中「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」を「60 歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」改め、第 7 条の 4 第 1 項中「以下「休職月等」」を「第 8 条第 4 項において「休職月等」」に、「以下「調整月額」」を「以下この項及び第 5 項において「調整月額」」に改め、第 10 条第 4 項中「、当該退職後」を「当該退職後に」、「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とする。」を「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及び本項により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及び本項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第 11 項第 5 号中「職業安定法第 4 条第 8 項」を「職業安定法第 4 条第 9 項」に改め、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、第 15 条第 1 項中「にあつては」を「には」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、第 17 条第 1 項中「以下この条」を「以下この項から第 6 項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 2 項、第 3 項及び第 4 項中「にあつては」を「には」に改め、同条第 5 項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 2 項の見出しを削除する。

附則第 2 項中「第 3 条から第 5 条の 3 まで」を「第 3 条から第 5 条の 3 まで及び附則第 7 項から第 10 項まで」に改め、附則第 3 項を次のとおり改める。

3 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者（附則第 2 項の規定に該当する者を除く。）で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 及び附則第 9 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第 4 項を次のとおり改める。

4 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者（附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）で第 5 条又は附則第 8 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則第 5 項から第 9 項を削除し、第 10 項を第 5 項とし、第 11 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同項を第 6 項とし、同項の次に次の 4 項を加える。

7 当分の間、第 4 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基礎額について準

用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第7項」とする。

- 8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めがない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。
- 9 網走市職員給与条例(昭和22年条例第18号)附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 10 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって、60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「60歳に達する日」とあるのは「定年に達する日」と、「60歳から10年を減じた年齢以上」とあるのは「60歳以上」と、第5条の3の表中並びに第7条の3の表中「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

(網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成5年条例第3号)の一部を次のとおり改正する。

附則第2条、第3条及び第4条を削除する。

(網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正)

第4条 網走市職員の任免及び服務に関する条例(昭和28年条例第4号)の一部を次のとおり改正する。

第3条第3項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第6条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第9条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第9条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第9条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合は、当該職員を降格するものとする。

(通知書の交付)

第9条の4 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第14条第2号中「1日以上6箇月以内、給料月額」を「1日以上6箇月以内の期間、その発令の日に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同号に次の後段を加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附則第3項の次に次の2項を加える。

- 4 給与条例附則第3項の適用を受ける職員に対する第9条の2の適用については、当分の間、第9条の2中「とする。」とあるのは「並びに給与条例附則第3項の規定による降給とする。」とする。
- 5 第9条の4の規定は、給与条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(網走市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 網走市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第22号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 網走市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 網走市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、第17条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への網走市職員の派遣等に関する条例(平成31年条例第1号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第2項第5号を第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 網走市職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(網走市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 網走市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第3号)の一部を次のとおり改正する。

第3条中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

(網走市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 網走市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第20号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改め、第21条中「、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「、地公法第22条の4第1項の」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、網走市職員給与条例(昭和22年条例第18号)附則第3号から第8号の例による。

(網走市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 網走市職員の再任用に関する条例(平成25年条例第16号)を廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第 2 条中網走市職員退職手当支給条例附則第 11 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条中網走市職員退職手当支給条例第 10 条第 4 項の改正規定及び附則第 5 条の改正規定 令和 4 年 7 月 1 日
- (3) 第 2 条中網走市職員退職手当支給条例第 10 条第 11 項の改正規定 令和 4 年 10 月 1 日
- (4) 第 1 条中網走市職員給与条例別表第 1 再任用職員の項の改正規定（1 級、3 級及び 4 級の欄に限る。） 令和 6 年 4 月 1 日

(網走市職員給与条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

第 2 条 改正後の網走市職員給与条例附則第 3 項から第 8 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「地公法改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

(網走市職員給与条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

第 3 条 暫定再任用職員（地公法改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の網走市職員給与条例（以下この条において「新条例」という。）第 3 条の 4 に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(網走市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 暫定再任用職員（地公法改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の網走市職員退職手当支給条例（次条において「新条例」という。）については、適用しない。

第 5 条 新条例第 10 条第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる適用日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 暫定再任用職員（地公法改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項及び第 3 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の網走市職員の任免及び服務に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋一

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 財産の名称
及び数量 | 情報系システム用サーバ等 一式 |
| 2 取得方法 | 譲渡 |
| 3 取得金額 | 52,030,000円 |
| 4 取得の相手方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 山口 幸太郎 |

議案第 8 号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸付ける。

令和 4 年 9 月 6 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1 土地の所在等

区分	所 在	地 目	面 積
1	網走市向陽ヶ丘 7 丁目 20 番 31	雑 種 地	3,900 m ²
	網走市向陽ヶ丘 7 丁目 20 番 32	雑 種 地	3,765 m ²
	網走市向陽ヶ丘 7 丁目 20 番 33	雑 種 地	4,413 m ²
2	網走市大曲 2 丁目 88 番 4	宅 地	1,807.30 m ²
	網走市大曲 2 丁目 96 番 1	宅 地	1,845.39 m ²
	網走市大曲 2 丁目 96 番 5	宅 地	489.32 m ²
	網走市大曲 2 丁目 148 番	公衆用道路	490 m ²
3	網走市つくしヶ丘 3 丁目 88 番 257 の内	宅 地	4,300.00 m ²

2 貸付の目的

網走市が出資する地域新電力会社へ土地を貸付け、再生可能エネルギーの地産地消によるカーボンニュートラルの推進、災害対応力の強化を図る。

3 貸付の相手方

住 所 網走市字呼人 534 番地の 2
氏 名 あばしり電力株式会社
代表取締役社長 村本 正義

4 貸付期間

契約締結の日から令和 27 年 3 月 31 日まで

5 貸付金額

無償

議案第9号

市道の路線認定及び廃止について

道路法第8条及び第10条の規定により、市道の路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和4年9月6日提出

網走市長 水谷 洋一

記

1. 廃止する路線

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
164	大曲2丁目3号線	網走市大曲1丁目83番7地先 国道238号分岐 網走市大曲2丁目88番1地先		
228	つくしヶ丘西8号線	網走市つくしヶ丘4丁目88番16地先 つくしヶ丘本通線分岐 網走市つくしヶ丘3丁目88番257地先		
574	つくしヶ丘3丁目 1号線	網走市つくしヶ丘3丁目88番257地先 つくしヶ丘西8号線分岐 網走市つくしヶ丘3丁目88番257地先 つくしヶ丘西8号線接続		

2. 認定する路線

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
164	大曲2丁目3号線	網走市大曲1丁目83番7地先 国道238号分岐 網走市大曲2丁目87番1地先		
228	つくしヶ丘西8号線	網走市つくしヶ丘4丁目88番16地先 つくしヶ丘本通線分岐 網走市つくしヶ丘3丁目88番257地先		

議案第 10 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、浦士別、栄清、中和東、山里、稲富、丸実及び音根内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年9月6日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 浦士別辺地
 （辺地の人口 189人、面積 11.7km²）

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字浦士別
- (2) 地域の中心の位置
字浦士別327番地7
- (3) 辺地度点数
204点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別東16線:舗装 延長1,100m
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から 令和4年度までの 5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別東16線)	網走市		92,000	0	92,000	92,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		55,425	30,025	25,400	25,400
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		1,308	0	1,308	1,300
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		7,600	0	7,600	7,600
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(1,900)	(0)	(1,900)	(1,900)
合計			(158,233) 156,333	(30,025) 30,025	(128,208) 126,308	(128,200) 126,300

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 栄清辺地
 (辺地の人口 109人、面積 21.4 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字栄、字清浦
- (2) 地域の中心の位置
字栄82番地6
- (3) 辺地度点数
233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別実豊線(300m)の路盤・排水・舗装の整備をする。
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別実豊線)	網走市		75,000	0	75,000	75,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		104,595	56,682	47,913	47,900
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		754	0	754	700
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市		3,000	0	3,000	3,000
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(700)	(0)	(700)	(700)
合計			(184,049) 183,349	(56,682) 56,682	(127,367) 126,667	(127,300) 126,600

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 中和東辺地
 (辺地の人口 200人、面積 25.44km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字中園、字昭和、字東網走
- (2) 地域の中心の位置
字中園316番地1
- (3) 辺地度点数
149点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		117,014	63,412	53,602	53,600
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		1,384	0	1,384	1,300
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		8,500	0	8,500	8,500
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(2,200)	(0)	(2,200)	(2,200)
合計			(129,098) 126,898	(63,412) 63,412	(65,686) 63,486	(65,600) 63,400

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 山里辺地
 (辺地の人口 99人、面積 8.37k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字山里
- (2) 地域の中心の位置
字山里104番地3
- (3) 辺地度点数
106点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		38,499	20,863	17,636	17,600
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		685	0	685	600
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		6,600	0	6,600	6,600
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(1,800)	(0)	(1,800)	(1,800)
合計			(47,584) 45,784	(20,863) 20,863	(26,721) 24,921	(26,600) 24,800

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 稲富辺地
 (辺地の人口 119人、面積 14.00km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字稲富
- (2) 地域の中心の位置
字稲富164番地1
125点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		64,394	34,894	29,500	29,500
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		824	0	824	800
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		3,200	0	3,200	3,200
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(600)	(0)	(600)	(600)
合計			(69,018) 68,418	(34,894) 34,894	(34,124) 33,524	(34,100) 33,500

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 丸実辺地
 (辺地の人口 74人、面積 20.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字丸万、実豊
- (2) 地域の中心の位置
字丸万120番地
- (3) 辺地度数
189点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ~ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ~ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ~ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 学校給食施設・設備 ~ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	93,142	50,442	42,700	42,700
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	512		512	500
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	3,100		3,100	3,100
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市	(900)	(0)	(900)	(900)
合計		(97,654) 96,754	(50,442) 50,442	(47,212) 46,312	(47,200) 46,300

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 音根内辺地
 （辺地の人口 182人、面積 19.10km²）

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字音根内
- (2) 地域の中心の位置
字音根内1番地1
- (3) 辺地度点数
180点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 公民館その他の集会施設 ～ 音根内地区福祉会館の玄関前スロープの設置改修を行う。
- ・ 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備するもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		87,852	47,608	40,244	40,200
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		1,259	0	1,259	1,200
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市		8,100	0	8,100	8,100
公民館その他の集会施設 (郊外集会施設改修事業)	網走市		1,000	0	1,000	1,000
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		(2,100)	(0)	(2,100)	(2,100)
合計			(100,311) 98,211	(47,608) 47,608	(52,703) 50,603	(52,600) 50,500